

## 履行確実性評価価格の算定基準の改正について

建設工事における履行確実性評価価格の算定基準を改正いたしました。改正内容については以下のとおりです。

### ● 対象工事

契約検査総室で入札・契約を行う建設工事（設計金額が19億4千万円未満のもの。）

### ● 改正内容

#### 《 現行 》

【履行確実性評価基準額】（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%  
＋一般管理費等×30%

【上限額及び下限額】 予定価格の90%～70%



#### 《 改正後 》

【履行確実性評価基準額】（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%  
＋一般管理費等×55%

【上限額及び下限額】 予定価格の90%～70%

※履行確実性評価基準額は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の千円未満を切り捨てた額によって算出します。

※履行確実性評価価格は、上記の式により算出した履行確実性評価基準額を基礎として市長（上下水道局、交通局、病院局発注分については各事業管理者）が定めます。

### ● 適用時期

平成25年6月1日以降に公告を行うものから適用します。

平成25年5月末までに公告を行ったものについては、改正前の基準が適用されます。

◇お問い合わせ◇ 熊本市役所 契約検査総室 工事契約班  
電話 096-328-2442